

## グローバルマッチプロジェクト事業運営業務企画提案募集要領

### 1 業務名

グローバルマッチプロジェクト事業運営業務

### 2 提出書類

- (1) 企画提案への参加意思確認書（企画提案様式2）
- (2) 企画提案提出書（企画提案様式3）
- (3) 企画提案書（A4版）・・・・・・13部
- (4) 「企画提案の概要」（企画提案様式4）

### 3 業務内容

グローバルマッチプロジェクト事業運営業務企画提案仕様書のとおり

### 4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 5 予算額

7,000千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

### 6 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者（以下「受託者」という。）は、企画提案（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者（団体等を含む。）の企画提案書を、「グローバルマッチプロジェクト事業企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査のうえ（企画提案書の提出者が5者以上の場合は書面審査を実施し、上位4位までの企画提案を選定）、1者を選定する。

### 7 応募資格

#### (1) 応募者の範囲

この企画提案に応募できるのは、民間企業、NPO法人、公益法人その他の法人及び法人以外の団体並びに個人（以下「団体等」という。）とする。

#### (2) 応募者の条件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

ア 札幌市内に活動拠点（本社又は営業所等）を有しているもの

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの

ウ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと

エ 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分

類が「役務（一般サービス業）」に登録されているもの

- オ 札幌市の契約規則に基づく契約者としての不適格要件に該当しないもの
  - カ 札幌市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないもの
  - キ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと
  - ク 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと
  - ケ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しないもの。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関係しないもの。
  - コ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないもの
  - サ 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないもの
  - シ 企画提案方式による応募を行う時点において、法令に違反する事実がなく、かつ、事業を実施する時点において法令に違反しないことが確実であると認められること
- (3) 共同企業体（JV）の参加について  
複数企業による共同企業体（JV）での応募は認めない。

## 8 企画提案に係るスケジュール

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| (1) 企画提案募集に関する公示（市HPに掲載）   | 令和7年2月10日（月）              |
| (2) 事業実施に関する質問の受け付け及び回答  | 令和7年2月10日（月）～令和7年2月14日（金） |
| (3) 企画提案への参加意思確認書の提出締切日  | 令和7年2月25日（火）              |
| (4) 企画提案書の提出締切日  | 令和7年3月3日（月）               |
| <u>企画提案書の提出者が5者以上の場合は、企画提案書の書面審査を実施する。結果については、企画提案書の提出者に令和7年3月14日（金）付で通知を行う。</u> |                           |
| <u>5者未満の場合は書面審査（1次審査）は実施せず、プレゼンテーションの開始時間等についての通知を行う。</u>                        |                           |
| (5) 【5者以上の場合】企画提案書の書面審査  | 令和7年3月13日（木）              |
| (6) 【5者以上の場合】書面審査の結果通知   | 令和7年3月14日（金）              |
| (7) プrezentationの実施  | 令和7年3月25日（火）              |
| (8) 選定事業者等の発表  | 令和7年3月下旬                  |
| (9) 契約締結予定日  | 令和7年5月中旬                  |

## 9 事業に関する質問受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問については、「質問書」（企画提案様式1）にて行うこと。電子メールで「質問書」を受け付ける。質問内容を簡潔に記載するほか、件名は、「グローバルマッチプロジェクト事業運営業務企画提案に係る質問」とすること。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年2月10日（月）～令和7年2月14日（金）12:00【必着】

イ 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

ウ 提出方法

電子メール [koyou-jinzai@city.sapporo.jp](mailto:koyou-jinzai@city.sapporo.jp)

(2) 回答

質問に対する回答は、札幌市ホームページで公開する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問書以外での問い合わせ及び受付期間以外での質問に対しては、回答しない。

## 10 企画提案への参加意思確認書

企画提案への参加を希望する事業者は以下のとおり、企画提案への参加意思確認書（企画提案様式2）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年2月25日（火）12:00【必着】

(2) 提出方法

直接提出とする。

(3) 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

(4) その他

企画提案への参加意思確認書を提出しない場合は、企画提案書の提出を認めないものとする。

## 11 企画提案書の提出

(1) 提案内容

「グローバルマッチプロジェクト事業運営業務」企画提案仕様書のとおり。

(2) 提出期限

令和7年3月3日（月）12:00【必着】

(3) 提出方法

直接提出とする。

(4) 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15階北側）

(5) 提出書類及び部数

ア 企画提案提出書（企画提案様式3） 1部

イ 企画提案書 13部

(ア) A4判、片面印刷で10ページ以内（表紙及び目次を除く。）

(イ) 表紙及び目次を除き、ページの通し番号を付すこと。

(ウ) 企画提案書は製本（糊付け又はホッチキス止め）せずに、提出すること。

(エ) 企画提案書は表紙に提案事業者の名称、事業者の所在地、代表者の記名、責任者  
者の氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(オ) 「積算書」を提出すること。様式については、各団体等によるものとする。

なお、積算書については、上記(ア)の10ページには含めない。

ウ 「企画提案の概要」（企画提案様式4） 1部

A4判、片面2ページ以内に収まる簡潔な内容とし、文字は9ポイントで固定とする。電子データ（エクセルファイル）を電子メールでも提出すること。

電子メール：[koyou-jinzai@city.sapporo.jp](mailto:koyou-jinzai@city.sapporo.jp)

(6) 提出後の変更

提出された書類は、提出後の差し換え、変更又は取消しすることはできない。また返却には応じない。

(7) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明な場合

イ 本実施要領及び企画提案書に従って作成されていない場合

ウ 以下13に示す企画提案書のプレゼンテーションに参加しなかった場合

エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合

オ プロポーザル方式による公正な企画提案を妨げた場合

カ 次に該当する場合

民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(8) その他

ア 企画提案を取り下げる場合は、直ちに「取下願」（企画提案様式5）を提出すること。また、企画提案書提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも、「取下願」を提出すること。

イ 企画提案書の再提出は認めない。

ウ 「取下願」の提出があった場合も、既に提出された企画提案書は返却しない。

## 12 書面審査の実施

本事業に企画提案した団体等が5者以上の場合は、以下のとおり企画提案書の書面審査を行い、上位4位までの企画提案を選定し、企画提案書提出団体等に通知するものとする。

なお、書面審査を実施する場合は、「13 企画提案書のプレゼンテーションの実施」及び「15 受託者特定等の通知及び契約」の日時を変更することがある。

(1) 書面審査実施日

令和7年3月13日（木）

(2) 実施方法

委員会による審査とする。

(3) 書面審査項目

応募要件を満たしていない提案は無効とするほか、以下の項目で審査を行う。

ア 企画提案仕様書との適合性

イ 事業の主旨、目的の適合性及び特色、工夫

ウ 事業ニーズの高さ

エ 事業の実現性、効果

(4) 書面審査結果の通知

企画提案書提出者全てに、令和7年3月14日（金）に審査結果を電話及び書面で通知する。

### 13 企画提案書のプレゼンテーションの実施

本市の指定する日時に委員会に対し、企画提案書の内容等について、書面審査を通過した事業者又は応募者が5者未満の場合は応募者全員のプレゼンテーションを実施する。

(1) プrezentation実施日

令和7年3月25日（火）（開始日時については別途連絡する。）

(2) 実施場所

札幌市役所本庁舎12階4号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(3) 実施方法

ア 出席者は3人以内とする。

イ 持ち時間は45分間（説明10分間、質疑35分間）とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

ウ プrezentationに出席しない団体等の提案は、無効とする。

エ 事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案すること。当日の資料追加及びプロジェクタの使用は認めないものとする。

### 14 選定審査の実施及び審査基準

(1) 選定審査の実施

委員会は、プレゼンテーションの実施後、直ちに別に定める「グローバルマッチプロジェクト事業運営業務企画提案審査要領」に基づいて審査を行う。

(2) 審査基準

企画提案内容について、次のとおり審査を行う。評価に当たっては重点加算方式で実施する。（合計100点）

なお、審査に当たっては、最低基準点（60点）を定める。

ア 事業の妥当性について

事業の趣旨・目的に適合しているか。目標の設定水準は適切か。過度な数値を設定していないか。スケジュールは適切かなど。以上について、総合的に採点する。

イ 事業実施の実現性

実現可能な支援内容か。支援内容は適切か。留学生への広報は適切かなど。以上について、総合的に採点する。

ウ 事業の効果について

事業の実施効果は高いか。留学生と市内企業のマッチングにつながる内容かなど。以上について、総合的に採点する。

エ 追加加点

企画提案書の提出締切日時点において提案事業者が札幌 SDGs 企業登録制度の登録企業である場合は、本業務と SDGs との親和性を考慮し、委員全員の合計評点に対して 5 点加点することとする。ただし、上記審査項目をもって満点評価となった提案事業者については加点しない。

## 15 受託者特定等の通知及び契約

委員会において、選定審査の結果、基準点以上の得点を得た団体等の中から上位 1 者を受託予定者として選定する。また、企画提案提出事業者が 1 者であっても、最低基準を満たしている場合は、受託予定者とする。なお、全事業者が最低基準点に達しなかつた場合は、選定を行わない。

選定した団体等については決定通知を、落選した団体等には落選通知を送付する。

(1) 通知日

令和 7 年 3 月下旬

(2) 選定結果についての疑義申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により自らの評価について疑義の申立てをすることができる。ただし、直接提出するものとし、送付や電送によるものは受付しないこととする。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日から起算して 5 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、書面により回答する。

ウ 疑義の申立ての提出先及び受付時間は次のとおりとする。

(ア) 提出先

札幌市経済観光局産業振興部雇用労働課

（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階北側）

(イ) 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分まで（土日・祝日を除く。）

(3) 対象業務の委託

ア 原則として、委員会で選定された受託予定者へ当該業務を委託する。

イ 札幌市は、選定した受託予定者と別途指名見積合せを実施し、契約金額を確定し

た後に契約を締結する。

ウ 選定した受託予定者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた団体等を選定する。ただし、次点の評価を受けた団体等が、基準点に満たない場合は選定しない。

## 16 注意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 委託者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、協議のうえ決定する。なお、協議が整わない場合は、受託者を変更することがある。
- (3) 企画提案に参加する団体等が不穏な行動をするとき又は公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期又は取り止めことがある。
- (4) 委託業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の性質上特に札幌市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (5) 本事業に係る契約書については、「契約書（案）」に基づいた内容とする。
- (6) 審査の結果、優秀企画上位1案の提出企業を受託予定者として選定する。実際の委託業務の内容については、提案した企画の内容を基本とし、詳細は札幌市と受託者の協議により決定する。